

指定第1号訪問事業事業者
指定第1号通所事業事業者
に係る指定更新事務の手引き

令和6年4月
唐津市保健福祉部高齢者支援課

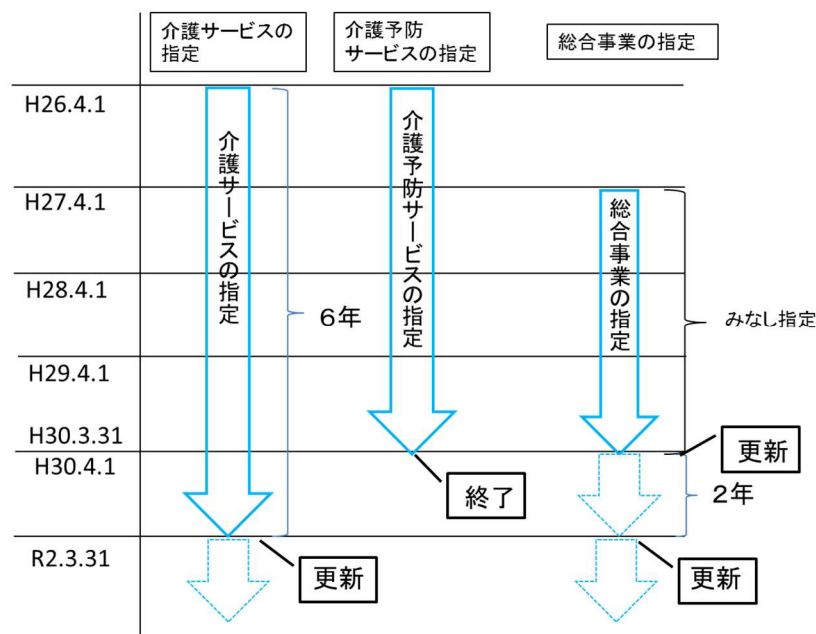
1 概要

平成18年の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられました。

このため、事業者は指定日から6年を経過する度に指定の効力を失うこととなるため、有効期間終了までに指定の更新申請をしなければなりません。

なお、平成30年4月1日に従前の介護予防訪問介護相当サービスまたは介護予防通所介護相当サービスのみなし指定を更新し、第1号訪問事業または第1号通所事業の指定を受けた事業所については、以下のとおり、令和6年3月31日の指定の有効期間の終了日より前に指定更新申請をすることができます。これにより、介護と総合事業の更新時期が統一でき、次回以降の更新手続きを簡素化することが可能となります。

(例)平成26年4月1日に指定を受けた事業者 (更新を介護サービスと合わせる場合)



2 指定の有効期間

指定の更新に係る有効期間は6年間ですので、事業者は指定日（及び前回更新日）から6年を経過するごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失い、事業を継続することができません（介護報酬の請求ができなくなります。）。

3 更新申請の手続き

(1) 提出書類

①指定更新申請書【第4号様式】

②別紙（サービス毎に様式が異なります。）

③添付書類

別添「●介護予防・日常生活支援総合事業指定・更新添付書類一覧」のとおり

④事業所の写真

※設備基準上、必要なものを撮影すること。

(2) 提出場所

唐津市保健福祉部高齢者支援課介護給付係

(3) 提出期限

指定更新については、唐津市から対象事業所に対して指定有効満了日の概ね2か月前までに通知をします。指定有効期日満了日の1ヶ月～15日前までに更新申請書の提出をお願いします。

(4) 提出部数 1部

(5) 現地確認

- ①人員配置、事業の運営状況等について現地審査を行います。
- ②現地審査の日程等については、別途お知らせします。

(6) 手数料

- ①指定更新にあたっては、唐津市手数料条例に基づき、手数料を9,000円徴収します。
- ②手数料については、申請時に納付書をお渡ししますので、直接公金取扱窓口（市役所内2階会計課横）に納付します。
- ③この手数料は更新申請の審査のための手数料です。指定できない場合も返還はできませんので、予めご了承ください。

(7) 休止中の事業所について

休止中の事業所は、人員及び設備に関する基準を満たしていませんので、更新申請を受けることができません。したがって、指定の有効期間満了をもって指定の効力を失うことになります。

ただし、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出され、人員及び設備に関する基準を満たした場合は、更新を受けることができます。

(8) 更新申請にあたっての留意事項

- ①更新申請書提出後に変更が生じた場合は、変更後の状況で書類を整備することになりますので、必要な書類の追加等をお願いします。
- ②勤務表については提出する月の翌月分を添付してください。ただし、まだ予定が立てられない時期であれば当月の予定を添付してください。また、勤務時間帯がわかるシフト記号表の添付もお願いします。

4 お問い合わせ先

唐津市保健福祉部高齢者支援課介護給付係

TEL 0955-70-0102

FAX 0955-73-8451

MAIL koureisha-shien@city.karatsu.lg.jp